

令和元年度(2019年度)
学校法人三室戸学園
東邦音楽大学
教員免許状更新講習募集要項

東邦音楽大学 教員免許状更新講習 募集要項

目 次

講習日程	…	1
会場	…	1
受講料	…	1
受講対象者	…	2
修了認定	…	2
申し込み方法	…	3
講習スケジュール	…	4～6
受講の辞退について	…	7
その他	…	7
お問合せ先・交通のご案内	…	7

《提出書類綴込み》

受講申込書1〈表〉〈裏〉

受講申込書2〈表〉〈裏〉

参考資料

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されました。教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すことを、目的としています。

免許状を更新するためには、有効期間満了日(修了確認期限)の2年2ヶ月から2ヶ月前までの2年間に、30時間以上[※]の免許状更新講習を受講・修了した後、免許管理者(都道府県教育委員会)に申請することが必要になります。

※平成28年4月1日より免許状更新講習の内容が一部変更になり、これまでの「必修領域」の内容及び時間数が12時間から6時間へ見直され、新たに学校種・免許種等に応じた「選択必修領域(6時間)」が導入されました。

講習日程

必修領域(6時間) 令和元年8月23日(金)

※ 選択必修領域(6時間) 令和元年8月26日(月)

選択領域(18時間) 令和元年8月27日(火) ～ 令和元年8月29日(木)

※選択必修領域(経過措置について)

施行日(平成28年4月1日)より前に、改正前の必修領域(12時間)を履修し、その認定を受けた場合、新たに選択必修領域を履修する必要はありません。(改正後の必修領域及び選択必修領域について、履修認定を受けたとみなします。)

また、改正前の選択領域を履修し、その認定を受けた場合、改正後の選択領域について同時間の履修認

会場

東邦音楽大学 川越キャンパス

・・・ 学校周辺の地図はP.7へ

〒350-0015 埼玉県川越市今泉84
TEL 049-235-2157(代)

受講料

- 1) 必修領域(6時間) ・・・ ￥ 6,000
- 2) 選択必修領域(6時間) ・・・ ￥ 6,000
- 3) 選択領域(6時間) ・・・ ￥ 6,000

(例) ○ 全ての講習を受講する場合(5日間で計30時間)
必修6時間(6,000円)+選択必修6時間(6,000円)+選択18時間(6,000円×3講習)=30,000円

○ 必修と選択1講習を受講する場合(2日間で12時間)
必修6時間(6,000円)+選択6時間(6,000円×1講習)=12,000円

○ 選択3講習を受講する場合(3日間で計18時間)
選択18時間(6,000円×3講習)=18,000円

受講対象者

※ご自身の状況に応じて更新の方法が異なりますので、必ず文部科学省HPまたは各都道府県教育委員会等で確認をしてください

《旧免許状所持者》

令和2年3月31日に修了確認期限を迎える現職教員等

生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～※	令和2年3月31日	平成30年2月1日～令和2年1月31日

※栄養教諭免許状をもっていない場合

生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	左記の期間にて更新した者の2回目の終了確認期限※
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23日1月31日	令和3年3月31日

※免許管理者へ修了確認申請(修了確認期限延長申請または、免許更新講習免除申請)をすると、更新講習修了証明書(修了確認期限延期証明書または、免許状更新講習免除申請書)が発行されます。

次回の講習の受講期間は、証明書に記載された修了確認期限の2年2か月前～2か月前までとなります。お手元の証明書を確認してください。

《新免許状所持者》(平成21年4月以降に初めて免許状を授与された方)※上記の表は使いません
所持している免許状に記載されている有効期間満了日を確認してください。有効期間の異なる免許状を所持している場合は、その最も遅く満了するものが、自動的に全ての免許状の有効期間となります。
新免許状には10年の有効期間が付されます。講習の受講及び更新の申請は、有効期間満了日の2年2か月前～2か月前までの2年間に内に行われることが必要になります。

修了確認期限までに(1)講習の受講及び修了確認、(2)修了確認期限の延期、(3)講習の受講免除の認定、のいずれかの手続きを取らなかった場合、修了確認期限の経過をもって所持する免許状は失効することとなります。免許状が失効した場合、教育職員としての勤務を続けることはできません。ただし、免許状が失効している場合でも「(更新講習未受講)」等を併記することにより、履歴書等に免許状を授与された旨の記載をすることは可能です。詳しくは各都道府県教育委員会でご確認ください。

◆現在、教員としてお勤めでない方◆

旧免許状所持者

受講対象者に該当しない場合は、更新講習を修了せず修了確認期限を経過しても免許状は失効せず、免許状を免許管理者に返納する必要はありません。ただし、その後、教員採用内定を得るなど受講対象者になった場合でも更新講習を受講・修了しなければ教壇に立つことはできません。

新免許状所持者

受講対象者であるか否かに関わらず、更新講習を受講・修了しなかった場合は有効期間の満了日をもって失効することになります。ただし、旧免許状と異なり、免許状を見れば有効期間が満了していることがわかるため、これを返納する必要はありません。免許状が失効した場合でも、免許状授与のための所要資格を満たしていれば、更新講習を受講・修了することによって有効な免許状を新たに取得することができます。

修了認定

講習ごとに、修了認定試験を行います。

修了認定試験の評価後、令和元年9月30日(月)までに下記の証明書をお送りします。

「修了証明書」・・・本学において更新講習の全ての課程を修了された方

「履修証明書」・・・本学において更新講習の一部の課程を履修された方

申込み方法

お申込は**先着順**に受け付けます。申込期間内であっても定員に達した場合は受付を締め切らせていただきます。

※印刷して使用する場合は、A4用紙に両面印刷してください。

① 下記提出物を申込期間内にご郵送、または大学窓口へご持参ください。

提出物

- 1) 受講申込書1(表裏)
- 2) 受講申込書2(表裏) ※事前アンケートをご記入ください
- 3) 返信用封筒 1枚(長形3号、82円切手貼付、宛先記入済みのもの)
- 4) 写真2枚(3cm×4cm、カラー・白黒可)
※1枚は申込書に貼付けし、もう1枚はそのまま同封してください。
※2枚とも裏面に氏名を記入してください。

※ 申込みには受講対象者であることの証明が必要です。証明がない場合受付できませんのでご注意ください。証明の方法は参考資料をご参照ください。

※ 郵送の場合、角型2号の封筒に120円切手を貼付けし、表に「教員免許状更新講習申込書在中」と朱書きの上、投函してください。
また、期間前の送付はご遠慮ください。配達日指定などをご利用ください。

申込先

〒350-0015 埼玉県川越市今泉84
東邦音楽大学 教員免許状更新講習担当宛て

窓口受付

10:00～16:00(日曜・祝祭日を除く)※文京キャンパスでは行っていません

申込期間

令和元年6月17日(月)～ 6月28日(金)必着

※持参の場合は16時受付終了

② 受講可否について申込書受理後、順次郵送にて通知します。(6月下旬予定/返信用封筒使用)

※ 受講料振込案内は、受講可の方へのみお送りします。

③ 受講料を受講料振込案内に記載されている指定口座へお振込みください。

振込期間

振込案内到着後～令和元年7月12日(金)

≪受講料≫ 必修領域(6時間)/¥6,000 選択必修領域(6時間)/¥6,000 選択領域(6時間)/¥6,000

≪受講料振込みに関しての注意事項≫ 必ずご確認ください

※ 銀行窓口、ATM、インターネットバンキングなどでお振込み下さい。

※ 大学窓口でのお支払いはお受けできません。

※ 振込名義人は、受講者ご本人のお名前でお振込み下さい。

※ 振込手数料は、受講者にてご負担をお願いいたします。

※ 期日までにお振込みが確認できない場合は、受講辞退と判断させていただきます。
受講される方は必ず期限内にお振込み下さい。

④ お振込み確認後、受講確定の通知・受講票・スケジュール詳細等をお送りいたします。(7月中旬～下旬予定)

※ 受講票は、受講当日ご持参ください。

令和元年8月23日(金)

必修領域	教育の最新事情	認定番号 平31-30098-101105号
時間:6時間	定員:80名	対象:全教諭

講習概要

「国の教育政策や世界の教育の動向」「教員としての子ども観、教育観等についての省察」「子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見」「子どもの生活の変化を踏まえた課題」についての講義を行います。受講生との対話を取り入れた講習を積極的に展開し、修了認定試験では、筆記による総合的問題を講習の最後の時間に実施します。

担当講師

西田康子(教職実践専攻/特任教授)、石橋裕(教職実践専攻/特任准教授)、馬場存(音楽療法専攻/特任教授)、二俣泉(音楽療法専攻/講師)

9:00~ 9:20 受付・説明	9:30~10:50 講習① 【石橋】	11:00~12:20 講習② 【西田】	休憩	13:20~16:20(休憩含む) 講習③、④ 【馬場・二俣】	16:35~ 17:15 認定試験
------------------------	---------------------------	----------------------------	----	---------------------------------------	-------------------------

令和元年8月26日(月)

選択必修領域	組織的対応の必要性と危機管理上の課題	認定番号 平31-30098-302295号
時間:6時間	定員:80名	対象:◆学校種/小・中・高 ◆免許職種・教科等/特定しない ◆職務経験等/特定しない

講習概要

今後の学校組織の在り方を踏まえ、様々な教育課題に対してどのように職務を実践していくかを考えます。「チーム学校」という学校の教職員のチームワークはもとより、様々な機関とどのように連携していくかを考えます。さらには、児童・生徒の問題行動、事故等への対応について相談機能の向上等、学校組織の在り方を振り返りながら、学校の危機管理体制を考えます。特別支援教育も踏まえキャリア教育、生徒指導等の在り方についても考えます。

担当講師

高橋基之(教職実践専攻/特任教授)

9:00~ 9:20 受付・説明	9:30~10:50 講習①	11:00~12:20 講習②	休憩	13:20~14:40 講習③	14:50~16:10 講習④	16:25~ 17:05 認定試験
------------------------	-------------------	--------------------	----	--------------------	--------------------	-------------------------

令和元年8月27日(火)

選択領域	実践吹奏楽指導法	認定番号 平31-30098-508740号
時間:6時間	定員:80名	対象:小学校教諭、中学校教諭(音楽)、高等学校教諭(音楽)

講習概要

吹奏楽の指導ではバンドの人数に合わせた編成や指導がかかせません。本講習では、様々な楽器編成・人数に対応できるアレンジ法や合奏指導を学びます。基礎から実践までを含め、合奏ではモデルバンドを使い実際に音を出しながら講習を進めます。

担当講師

井上淳司(音楽創造専攻/准教授)
福田洋介(東邦音楽大学ウインドオーケストラ指揮者/特任准教授)

モデルバンド

東邦音楽大学附属東邦第二高等学校ウインドオーケストラ

9:00~ 9:20 受付・説明	9:30~12:30(休憩・認定試験含む) 《アレンジ法 他》 【井上】	休憩	13:30~16:30(休憩含む) 《吹奏楽指導》【福田】 モデルバンド/東邦音楽大学附属東邦第二 高等学校ウインドオーケストラ	16:50~ 17:10 認定試験
------------------------	--	----	---	-------------------------

令和元年8月28日(水)

選択領域	実践合唱指導法	認定番号 平31-30098-508741号
時間:6時間	定員:80名	対象:小学校教諭、中学校教諭(音楽)、高等学校教諭(音楽)

講習概要

本講習では合唱指導法に発声を含めて実践的に講習します。午前は発声法、午後は楽曲を使用し、合唱指導法を学びます。実際に受講者が体験しながら講習を進めます。日々の授業や部活動の指導に役立つ講習です。

担当講師

荻久保和明(音楽創造専攻/特任教授)、宮澤雅子(前大妻中野中学校高等学校校長)

9:00~ 9:20 受付・説明	9:30~12:30(休憩含む) 《発声法》 【宮澤】	休憩	13:30~16:30(休憩含む) 《教材による合唱指導》 【荻久保】	16:50~ 17:10 認定試験
------------------------	-----------------------------------	----	---	-------------------------

令和元年8月29日(木)

選択領域	道徳教育と音楽教育実践を学ぶ	認定番号 平31-30098-508742号
時間:6時間	定員:80名	対象:小学校教諭、中学校教諭(音楽)、高等学校教諭(音楽)

講習概要

今日の教育現場にかかせない道徳教育と、音楽教育の実践的講習を同日に行います。午前は道徳教育についての講義を行い、午後は日本伝統音楽指導(雅楽、箏)・音楽鑑賞指導法・指揮法のいずれかを受講者が選択し、基礎から実践までを実際に体験しながら学びます。

担当講師

粕谷宏美(教職実践専攻主任/特任教授)、五十嵐由和(教職実践専攻/講師)、山崎正彦(教職実践専攻/講師)、黒川真理恵(「日本音楽史概説」担当/講師)

9:00~ 9:20 受付・説明	9:30~12:30(休憩・認定試験を含む) 《道徳教育に関する講習》 【五十嵐】	休憩	選択項目13:30~16:30(休憩含む)	16:45~ 17:10 認定試験
			《日本伝統音楽指導》雅楽・箏 【黒川】	
			《音楽鑑賞指導法》 【山崎】	
			《指揮法》 【粕谷】	

備考

・選択項目の希望記入欄は申込書にあります。先着順に決定しますのでご希望に添えない場合もございます。

《当日の持ち物等について》

・日本伝統音楽指導を希望される方・・・申込み先着順で30名限定となります。楽器(箏)は大学のを使用します。ご自分の箏爪をお持ちの方はご持参下さい。お持ちでない方には大学のお貸しします。

・指揮法を希望される方・・・指揮棒の持参は必要ありません。

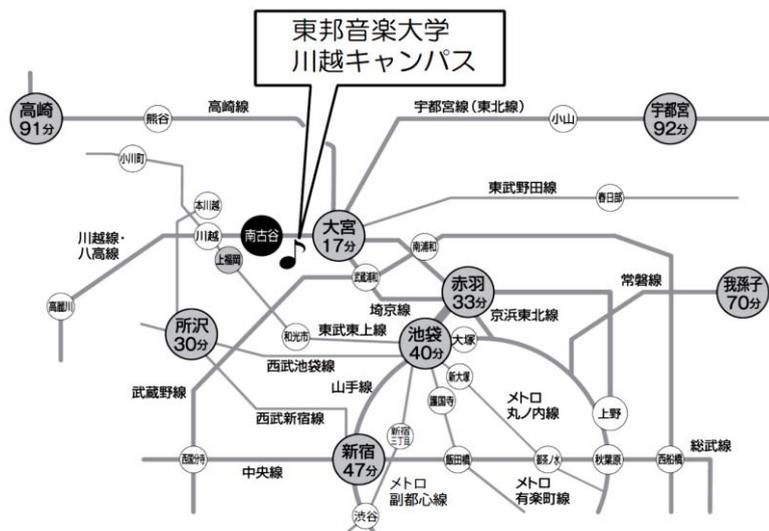
受講の辞退について

お申込後、やむを得ず受講を辞退される場合は、必ず大学事務局(TEL049-235-2157)までご連絡ください。受講料返金につきましては、7月26日(金)までにご連絡いただいた場合、事務手数料(1講習につき1,000円)を差し引いた金額を返金させていただきます。ご連絡受付後、返金手続き用の用紙をお送りいたします。7月27日(土)以降(受講当日も含む)の辞退につきましては返金いたしかねます。ご了承ください。

その他

- ・お申込後の受講講習の追加・変更はできません。
- ・受講申込受付と講習会場は川越キャンパスのみとなります。文京キャンパスでは行っていませんのでご注意ください。
- ・申込書は記入漏れのないよう、ご確認の上お申し込み下さい。
- ・都合により、講習内容の一部や担当講師が変更になる場合がございます。
- ・提出後の書類は返却できません。

お問い合わせ・交通のご案内

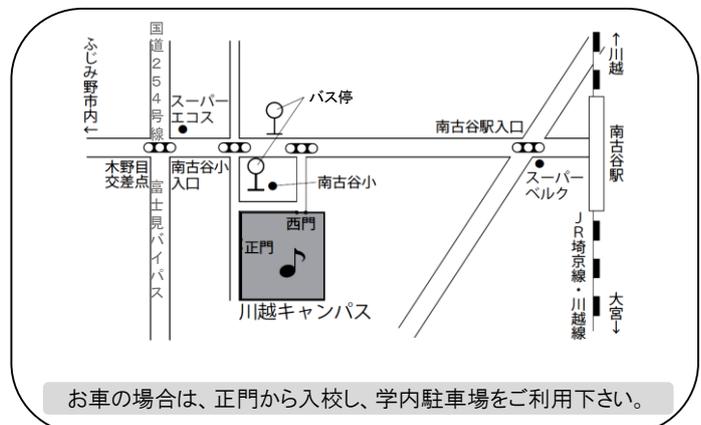


※上記の所要時間は、快速等利用の場合の南古谷駅までのおおよその時間です。徒歩等の個人差もありますので、時間に余裕をもってご来校ください。

〒350-0015 埼玉県川越市今泉84
東邦音楽大学 教員免許状更新講習担当
TEL/049-235-2157 (代表) FAX/049-235-1165
E-mail/jimu-k@toho-music.ac.jp
【HP】<http://www.toho-music.ac.jp>

《お電話でのお問い合わせ》
月～金 9:00～17:00、土 9:00～16:30

～東邦音楽大学川越キャンパス～
JR埼京線・川越線「南古谷」駅下車、徒歩約10分
※受講日のスクールバスの運行はありません



令和元年度
東邦音楽大学教員免許状更新講習受講申込書

受講申込書1〈表〉

【受講番号】※事務局記入欄

【受講者本人記入欄】

ふりがな			申込印	印	生年月日	昭和 平成	年	月	日	写真貼付け箇所 3cm×4cm カラー・白黒可 裏面に氏名を記入	
氏名											
東邦卒業生	昭和・平成	年	大学・短期大学・大学院	卒業	専攻				旧姓		
連絡先	(〒)		都道府県	市区町村						ご連絡のつきやすい電話番号・メールアドレスをご記入ください	
	(TEL)	—	—	(携帯)	—	—					
	メールアドレス(任意)		@								
受講対象者の区分	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者		(勤務校(園))		(TEL)	—	—				
			(職名) ※該当職を○で囲んでください。		校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 主幹保育教諭 保育教諭 指導保育教諭 助保育教諭 実習助手 寄宿舎指導員 学校栄養職員 養護職員						
	②教員採用内定者/教員として任命又は雇用される(見込みのある)者		(任用・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)								
	③教員勤務経験者		(任用・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)								
	④認定こども園及び認可保育所の保育士/幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士		(勤務先)								
※①～⑤の中から該当する区分に記入してください。	⑤その他		(勤務先)			(職名)					

○所持する免許状について全て記入してください。(受講期間を正しく把握するため、お持ちの免許状を全て記入してください)※記入の方法は参考資料「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援学校領域等	授与年月日	有効期間の満了の日※
		昭和・平成 年 月 日	平成・令和 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成・令和 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成・令和 年 月 日

※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状については受講申込書2に記入してください。

※「有効期間の満了の日」欄は、新免許状所持者のみ、免許状に記載された日付を記入して下さい。

修了確認期限(旧免許状所持者)	平成・令和 年 月 日
※既に修了確認もしくは延期・免除をした場合は、証明書に記載の「次の修了確認期限」を記入	
有効期間の満了の年月日(新免許状所持者)	平成・令和 年 月 日
※複数の新免許状を所持している場合は、最も遅い満了日を記入	

○受講を希望する講習の〔 〕内に○を付けてください。

〔 〕	8月23日(金) 必修領域	「教育の最新事情」	〔 〕	8月26日(月) 選択必修領域	「組織的対応の必要性と危機管理上の課題」
〔 〕	8月27日(火) 選択領域	「実践吹奏楽指導法」	〔 〕	8月28日(水) 選択領域	「実践合唱指導法」
〔 〕	8月29日(木) 選択領域	「道徳教育と音楽教育実践を学ぶ」	選択項目 ※いずれかに○を付けてください 〔 〕 日本伝統音楽指導 ※30名限定 〔 〕 音楽鑑賞指導法 〔 〕 指揮法		

○障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	希望する配慮・支援内容
--------------	-------------

※裏面【受講者確認事項】を必ずご確認ください。

※【証明者記入様式】に校長等により受講対象者であることの証明を受けてからお申込みください

【証明者記入様式】

※校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は「受講対象者の証明方法について」を参照してください。(別途証明書類を添付する場合は受講申込書2に張り付けてください)

(受講者記入欄)

ふりがな 氏名		生 年 月 日	昭 和	年	月	日
			平 成			

(証明者記入欄)

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「○」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師) (免許法第9条の3Ⅲ①)	
	校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員(免許状更新講習規則第9条Ⅰ①)	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者 (免許状更新講習規則第9条Ⅰ②)	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者 (免許状更新講習規則第9条Ⅰ③)	
	その他文部科学大臣が定める者(免許状更新講習規則第9条Ⅰ④)	
教員採用 内定者・ 教員採用 内定者に 準ずる者	教員採用内定者(免許法第9条の3Ⅲ②)	
	教員勤務経験者(免許状更新講習規則第9条Ⅱ①)	
	認定こども園及び認定保育所の保育士(免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 (免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	
	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト搭載者等) (免許状更新講習規則第9条Ⅱ③)	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

令和 年 月 日

(機関名・役職名)

証 明 者 名

(氏 名)

印

※ 申込書の「所持する免許状」の記入欄が足りない場合に使用してください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日

事前アンケート

① 音楽経験・担当クラブ等について、次に該当するものに記入して下さい。

ピアノ 声楽 管楽器() 弦楽器()
打楽器 その他() 特になし

② 担当クラブ/部活動() 特になし

③ 受講に関することで、受講者自身における問題意識や課題等がありましたら記入して下さい。

.....

.....

.....

.....

.....

④ その他ご意見、ご要望等がありましたらご記入下さい。

.....

.....

.....

.....

.....

証明書類貼付け箇所

受講対象者であることの証明書を別途提出する場合はこちらに貼り付けてください

【証明者記入様式】

○受講対象者の証明の方法について

受講対象者の区分		証明の方法	
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教授、栄養教授、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） （免許法第9条の3Ⅲ①） 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 （免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	公立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
		国立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員	場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者 （免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	任命権者の証明	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者 （免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	任命権者又は雇用者の証明	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	その者の任命権者・雇用者の証明	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	任用又は雇用予定の者の証明	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	任用又は雇用していた者の証明	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（※注） （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の長の証明	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の設置者の証明	
教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等） （免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	任用又は雇用する可能性がある者の証明		

■証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。
（例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など）

○所持する免許状の欄の書き方について【受講者本人記入欄】

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日
幼稚園教諭(普通) 専修・一種・二種免許状		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
小学校教諭(普通・特別) 専修・一種・二種免許状	(特別のみ) 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画 工作、家庭、体育	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
中学校教諭(普通・特別) 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健 体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、 職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フラン ス語その他の外国語)、宗教	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
高等学校教諭(普通・特別) 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、 美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、 看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実 習、農業、農業実習、工業、工業実習、商 業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉 実習、商船、商船実習、職業指導、外国語 (英語、ドイツ語、フランス語その他の外国 語)、宗教 (一種のみ) 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、 デザイン、情報処理、計算実務	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
特別支援学校教諭(普通) 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体 不自由者、病弱者	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
特別支援学校自立教科教諭 (普通・特別) 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸(美 術、工芸、被服)	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
特別支援学校自立活動教諭 (普通・特別) 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教 育、言語障害教育	昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
養護教諭(普通) 専修・一種・二種免許状		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
栄養教諭(普通) 専修・一種・二種免許状		平成 年 月 日	平成 年 月 日

○旧免許状と新免許状の見分け方《受講者本人確認用》

〈旧免許状〉

平成21年3月31日まで（教員免許更新制が導入される前まで）に授与された教員免許状のこと。有効期限として、生年月日等によって「最初の修了確認期限」が割り振られています。ただし、既に修了確認、延期又は免除等の手続を行ったことがある場合、その際に発行された「更新講習修了確認証明書」等に記載された「次の修了確認期限」が現在の修了確認期限となります。

〈新免許状〉

平成21年4月1日以降（教員免許更新制の導入後）に初めて授与された教員免許状のこと。有効期限として、教員免許状自体に「有効期間の満了の日」が記載されています。「有効期間の満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、すべての免許状の有効期間は、最も遅い「有効期間の満了の日」に自動的に統一されます。

※ もともと旧免許状を所持している場合は、平成21年4月1日以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、その教員免許状は新免許状ではなく、旧免許状として授与されます。旧免許状と新免許状を両方持つ、ということはありません。

※ 免許状更新講習は、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了の日（複数の新免許状を所持する場合は最も遅い日に統一された日）の2年2カ月前から受講を開始することができます。それより前に受講することはできませんので、お間違えのないよう十分御確認ください。